

各 位

会 社 名 ASAHI EITO ホールディングス株式会社

代表取締役会長兼社長

代表者名 星野和也

(コード 5341 東証スタンダード市場)

問合せ先 管理本部経営企画部 生 島 始 郎

T E L (06)7777-2067

## 第三者割当による新株式及び第10回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年8月23日開催の取締役会において決議いたしました、Global Semiconductor Special Gas Limited に対する第三者割当による新株式(以下、「本新株式」といいます。)及び第10回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、本新株式に係る発行価額の総額(200,200,000円)及び本新株予約権に係る発行価額の総額(2,834,640円)の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株式及び本新株予約権発行につきましては、2024 年 8 月 23 日に公表いたしました、「第 三者割当による新株式及び第 10 回新株予約権の発行並びに引受契約締結に関するお知らせ」をご参照 ください。

## (募集の概要)

## 【株式発行に係る募集】

(1) 払込期日	2024年9月9日(月)
(2) 発行新株式数	普通株式 572,000 株
(3) 発行価額	1株につき 350円
(4) 調達資金の額	200,200,000 円
(5) 資本組入額	1株につき 175円
(6) 資本組入額の総額	100,100,000 円
(7)募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、以下のとおりに割当てる。
	Global Semiconductor Special Gas Limited 572,000 株
(8) その他	本項各号については、金融商品取引法に基づく届出の効
	力発生を条件とします。

## 【新株予約権発行に係る募集】

(1)割当日	2024年9月9日(月)
(2) 新株予約権の総数	22,860 個
(3) 発行価額	総額 2,834,640 円 (新株予約権 1 個につき 124 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	2,286,000株 (新株予約権1個につき100株)
(5)調達資金の額	802,934,640 円
	(内訳)新株予約権による調達額: 2,834,640円
	新株予約権行使による調達額:800,100,000円
	差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額(発行
	価額)及び本新株予約権の行使に際して出資される財産
	の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にか
	かる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行使価額	350 円
(7)募集又は割当方法(割当先)	Global Semiconductor Special Gas Limited に対して 11,430 個

(1,143,000 株分) 山川株式会社に対して 9,140 個 (914,000 株分) 李敬行に対して 2,290 個 (229,000 株分) (8) その他  ① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正 条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるも のであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当先は、本新株予約権の行使を行うことができますが、 引受契約により、株式会社東京証券取引所において価値の 判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、 引受契約により、計算に本新株で対値が行使何期 の 125%を超過した場合、当当社は、当該 10 取引 ロの半値が行使何中平均 出来高の 20%を上限に、当該行使指示に係る本新 株予約権を行使します。 ③ 新株予約権の取得 1. 前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5 取引 日以内に行使されない場合その他やむを得ない事情 により、行使を行うことが難しい、取得日の通知又は 公告を当該取得日の14 日前までに行うとにより、取得目の到案をもって、本新株予約権1 個局かた9の私込価額と同額で、当該取得日の「とだな新株予約権1のの基本を制でして、本新株予約権を取得することに、当社は、本新株予約権の割当日から6 か月を経過した 日以降、取締役会により本新株予約権を取得する目(以下、取得日日) 本新・大等の権2 の、後、取得の対象となる本新株予約権例を取得日の通知又は公告を当該確得といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議 の後、取得の通知又は公告を当な得する目に対し、取得日の通知又は公告を当該確得日の「はなが事となる本新株予約権をを取得する目の後、取得の対象となる本新株予約権の新秩等的14 日前までに行うことにより、取得日の通知又は公告を当該取得日のは、本新株予約権のの通知では、当該取得日の通知文は合い、計算の通知では、計算の場合には、計算の表述を対して、対策を引力できます。 第末の後、取得の通知では、対策を引力できます。本新株予約権自由で、当該取得を引力により行うものとします。
字敏行に対して 2,290個 (229,000 株分)  ① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正 条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己 の判断で本新株予約権の行使を頂きたいできますが、 引受契約により、株式会社東京証券取引所において当社 普通株式の連続する10取引日の終値の平均値が行使価が の 125%を超過した場合、当社は、当該10取引日の平均 出来高の 20%を上場に、割ったに本新株予約者の行使指示を受けた割当先は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権の取得 1. 前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5取引 日以内に行使されない場合その他やむを得ない場合には、当社は、新株予約権との他やむを得ない場合には、当社は、新株予約権の14日前までに行うことにより、取得日の14日前までに行うことにより、取得日の14日前までに行うるとにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の割当日から6か月を経過した。 まができます。 2. 当社は、新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権の目回に表できる本新株予約権目した。当該取得日とができます。 2. 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過したり、取得日の近れら4年の後、知得の対象となる本新株予約権目目前までに行うことにより、取得日の近れり、取得日の近れり、取得日の近れり、取得日の近れり、取得日の近れの後、取得の対象となる本新株予約権目間当たり、の発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権目間当にでいる本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の全部工工作の政権を行使するが財子ののを行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部工工作の政権を行使する本が株予約権のを開発することがは、計選減会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
(8) その他  ① 行使価額及び対象株式数の固定本新株予約権は、行使価額を望であり、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当先は、本新株予約権の行使を行うことができますが、引受契約により、株式会社東京証券取引所において当組普通株式の連続する10取引日の終値の平均値が行使価額の125%を超過した場合、当社は、当時ので表が存しています。 ② 新株予約権の取得 1. 前項②号の行使指示を受けた系の他やむを得ない事情により、行使を行うことができます。上記行使指示に係る本新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権をの取得 1. 前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5 取引日以内に当該行使を行うことにより、行使を行うことができる場合には、新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14 日前までにより、取得日の超知では、1 世紀、新株予約権の取得 1 により、行使を行うことができる事務を引してよる本新株予約権の関係である事務をあるといます。 ② 計解・予約権の主により、取得日の通知では、1 世紀、1 世紀、1 世紀、1 世紀、1 世紀、1 世紀、1 世紀、1 世紀
(8) その他  ① 行使価額及び対象株式数の固定本新株予約権は、行使価額を望であり、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当先は、本新株予約権の行使を行うことができますが、引受契約により、株式会社東京証券取引所において当組普通株式の連続する10取引日の終値の平均値が行使価額の125%を超過した場合、当社は、当時ので表が存しています。 ② 新株予約権の取得 1. 前項②号の行使指示を受けた系の他やむを得ない事情により、行使を行うことができます。上記行使指示に係る本新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権をの取得 1. 前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5 取引日以内に当該行使を行うことにより、行使を行うことができる場合には、新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14 日前までにより、取得日の超知では、1 世紀、新株予約権の取得 1 により、行使を行うことができる事務を引してよる本新株予約権の関係である事務をあるといます。 ② 計解・予約権の主により、取得日の通知では、1 世紀、1 世紀、1 世紀、1 世紀、1 世紀、1 世紀、1 世紀、1 世紀
本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当先は、本新株予約権の行使を行うことができますが、引受契約により、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の連続する10取引日の終値の平均値が行使価額の125%を超過した場合、割当先に本新株予約権の行使を行うことができます。上記行使指示を受けた割当出来高の20%を上限に、割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。上記行使指示を受けた割当生は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権を取得日の14日前までに行うことにもかかわらず、5取引日以内に行使さ行ったにもかかわらず、5取引日以内に行使されない場合には、り、前項②号の行使拮示を行ったにもかかわらず、5取引日以内に行使を行うことが難しい状況となった場合には、り、行使を行うことが難しい状況となった場合には、当社は、新株予約権1個にこまなった場合には、当社は、新株予約権1個にこさ本新株予約権1の到来をもっな払込価額と同額で、当該取得日の2は一部を取得することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権を取得する目といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権1個に大会を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の14日前までに行うことにより、取得日の14日前までに行うことにより、取得日の14日前までに行うことにより、取得日の14日前までに行うことにより、取得日の14日前までに行うことにより、取得日の14日前までに行うことにより、取得日の14日前までに行っことがは、14世が発行の名と対応は、14世が発行の名と可能と同類であると対応を取得してきるようなが表別では、14世が表別では、14世が表別を表別を記します。 3. 新株予約権を行使する場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使するに、当社が第級会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当先は、本新株予約権の行使増示 引当先は、本新株予約権の行使を行うことができますが、 引受契約により、株式会社東京証券取引所においても計 ・
のであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、引受契約により、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の連続する10取引日の終値の平均出来高の 20%を上限に、割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。上記行使指示を受けた場合、当社は、当該 10 取引日の平均出来高の 20%を上限に、割当先に本新株予約権の割当日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権の取得 1. 前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5 取引日以内に行使されない場合との他やむを得ない場合には、当社は、新株予約権者に対し、取得日の担以となった場合は、当社は、新株予約権者に対し、取得日の担以と公告を当該取得日の14 日前までに行うことにより、取得日の到又は公告を当該取得目のの払込価額と同額で、当該取得目に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 2. 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過したおび本新株予約権のの後、取得の対象となる本新株予約権を取得することができます。 2. 当社は、本新株予約権の割の取以公公告を当該取締任の14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権目のに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権目につき本新株予約権1個につき本新株予約権1の金部又は一部をもって、本新株予約権目にで、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部をもって、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行ものとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
② 本新株予約権の行使指示割当先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、引受契約により、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の連続する10取引日の終値の平均値が行使価額の125%を超過した場合、当社は、当該10取引日の平均出来高の20%を上限に、割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。上記行使指示を受けた割当先は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行します。 ③ 新株予約権の取得 1. 前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5取引日以内に行使されない場合その他やむを得ない事情により、行使を行うことが難しい状況となった場合には、当社は、新株予約権1個)14日前までに行うことにより、取得日の到知文と公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 2. 当社は、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 2. 当社は、本新株予約権の教料予約権の新株予約権の新株予約権の関盟をとなる本新株予約権の新株予的権の対象となる本新株予約権の新株予的権目対し、取得日の到来をもって、本新株予約権目個につき本新株予約権目の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権目のに対し、取得日の通知又は公告を当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の全部で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部では一部を取得するよどできます。本新株予約権の全部で、対策を持ちの表別を持ちができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
割当先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、引受契約により、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の連続する10取引日の終値の平均値が行使価値の125%を超過した場合、当社は、当該10取引日の平均出来高の20%を上限に、割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。上記行使指示に係る本新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権の取得 1. 前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5取引日以内に行使されない場合その他やむを得ない事情により、行使を行うことが難しい状況となった場合には、当社は、新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前まで、13を14は、事務株予約権の書当日から6か月を経過した現存する本新株予約権の割当日から6か月を経過した現以本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができます。 2. 当社は、本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議できます。 2. 当社は、本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議できます。本新株予約権の割当日から6か所株予約権の後決決議の後、取得の対象となる本新株予約権の割当日から6本新株予約権の関節で、当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個にのき本新株予約権1の到来をもって、本新株予約権1の間で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の全部人間が表する場合には、抽選により行うものとしまか。
の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、引受契約により、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の連続する10取引日の終値の平均値が行使価額の125%を超過した場合、当社は、当該10取引日の平位を行わせることができます。上記行使指示を受けた割当先は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権の取得 1. 前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5取引日以内に行使されない場合その他やむを得ない事情により、行使を行うことが難しい状況となった場合には、当社は、新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前まで行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの私法価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 2. 当社は、本新株予約権を取得する目(以下、「取得日」といいます。)を決議することができまができ、当該取締役会決議の後、取得の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権と取得する本新株予約権と対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権2回額で、当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約者1個につき本新株予約者2に対し、可能で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
引受契約により、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の連続する10取引日の終値の平均値が行使価額の125%を超過した場合、当社は、当該10取引日の平均出来高の20%を上限に、割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。上記行使指示を受けた割当先は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権の取得 1.前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5取引日以内に行使されない場合その他やむを得ない事情により、行使を行うことが難しい状況となった場合には、当社は、新株予約権1個につき本場とにより、取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権の担当日から6か月を経過した民残をする本新株予約権の割当日から6か月を経過した民災をする本新株予約権を取得する日(以下、取得日」といます。)を決議することができ、当該取締役会により本新株予約権の新株予約権のができ、当該取締役会により、取得日の通知又は公告を当該取締役会院といます。)を決議することができ、当該取締役会決議することができ、当該取締役会決議するとより、取得日の通知又は公告を当該取締役日間までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の全部以一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。 3.新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
普通株式の連続する10取引日の終値の平均値が行使価額の125%を超過した場合、当社は、当該10取引日の平均出来高の20%を上限に、割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。上記行使指示を受けた割当先は、原則として5取引日以内に当該行使指示を係る本新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権の取得 1. 前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5取引日以内に行使されない場合その他やむを得ない事情により、行使を行うことが難しい状況となった場合には、当社は、新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権を取得することができます。 2. 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する日といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権のでにつきたり、取得日の到来をもって、本新株予約権ので、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得日の現たの会行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
の125%を超過した場合、当社は、当該10取引日の平均出来高の20%を上限に、割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。上記行使指示を受けた割当失体、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権の取得 1. 前項②男の行使指示を行ったにもかかわらず、5取引日以内に行使されない場合その他やむを得ない事情により、行使を行うことが難しい状況となった場合には、当社は、新株予約権1個は大阪の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個にたき本新株予約権1個局たりの払込価額と同額で、当該取得日に疫存する本新株予約権の舎部又は一部を取得することができます。 2. 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権の新株予ら旨および本新株予約権を取得する日(以下、下取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うとにより、取得日の到本をもって本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権1個につきる本新株予約権の全部又は一部の取得をするより、取得日の到本をもって本新株予約権1個につき本新株予約権の新保日に発行する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。
出来高の 20%を上限に、割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。上記行使指示を受けた割当先は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権の取得 1. 前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5取引日以内に行使されない場合その他やむを得ない事情により、行使を行うことが難しい状況となった場合には、当社は、新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 2. 当社は、本新株予約権を取得する目(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得のの数株予約権を取得中の14日前までに行うことにより、取得日の14日前までに行うことにより、取得日に残存する本新株予約権の全部又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
出来高の 20%を上限に、割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。上記行使指示を受けた割当先は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権の取得 1. 前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5取引日以内に行使されない場合その他やむを得ない事情により、行使を行うことが難しい状況となった場合には、当社は、新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 2. 当社は、本新株予約権を取得する目(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得のの数株予約権を取得中の14日前までに行うことにより、取得日の14日前までに行うことにより、取得日に残存する本新株予約権の全部又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
行わせることができます。上記行使指示を受けた割当先は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権の取得 1.前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5取引日以内に行使されない場合その他やむを得ない事情により、行使を行うことが難しい状況となった場合には、当社は、新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本込価額と同額で、当該取得となった事情に残存する本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当取知・経の共産者に対し、取得日の通知又は公告を当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権が対し、取得日の通知又は公告を当該取締役会決議の後、取得日の通知又は公告を当該取得日にで、本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権1個にの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものといます。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。 ③ 新株予約権の取得 1.前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5取引日以内に行使されない場合その他やむを得ない事ににより、行使を行うことが難しい状況となった場合には、当社は、新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権をの新株予的権が対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権1個にの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得日の24日前までに行うことにより、取得日の3年を当該取得日の5年の発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の一部の財争する場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が完金、第末等的権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
株予約権を行使します。 ③ 新株予約権の取得 1. 前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5 取引日以内に行使されない場合その他やむを得ない事情により、行使を行うことが難しい状況となった場合には、当社は、新株予約権者に対し、取得日の通知来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 2. 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する目に以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権を対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得目の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権の全部又は一部を取得日に残存する本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
3 新株予約権の取得 1. 前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5取引日以内に行使されない場合その他やむを得ない事情により、行使を行うことが難しい状況となった場合には、新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 2. 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権の後、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権の全部又は一部を取得日に残存する本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
1. 前項②号の行使指示を行ったにもかかわらず、5取引 日以内に行使されない場合その他やむを得ない事情 により、行使を行うことが難しい状況となった場合に は、当社は、新株予約権者に対し、取得日の通知又は 公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、 取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新 株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日 に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する ことができます。 2. 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した 日以降、取締役会により本新株予約権を取得する目も よび本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議 の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者 に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日 前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本 新株予約権1個につき本新株予約権1の発行価額と同は額で、当該取得日に残存する本新株予約権 の全部又は一部を取得することができます。本新株予 約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うも のとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が 消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
日以内に行使されない場合その他やむを得ない事情により、行使を行うことが難しい状況となった場合には、当社は、新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。  2. 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する目に以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権を対し、取得日の通知又は公告を当該取得目の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個に当該取得日に残存する本新株予約権の発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の一部の取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。  3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
により、行使を行うことが難しい状況となった場合には、当社は、新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する目にび本新株予約権を取得する目にび本新株予約権を取得する日にび本新株予約権を取得することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権のの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。  3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
は、当社は、新株予約権者に対し、取得日の通知又は 公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、 取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新 株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日 に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する ことができます。  2. 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した 日以降、取締役会により本新株予約権を取得する目に よび本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議 の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者 に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日 前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本 新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発 行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権 の全部又は一部を取得することができます。本新株予 約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うも のとします。  3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が 消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
公告を当該取得日の14 目前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。  2. 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する目(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権の後、取得の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。  3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。  2. 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。  3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 2. 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。  2. 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨においます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個につき本新株予約権1の発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。  3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
ことができます。 2. 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
2. 当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。  3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。  3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
よび本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
います。)を決議することができ、当該取締役会決議 の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者 に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日 前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本 新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発 行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権 の全部又は一部を取得することができます。本新株予 約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うも のとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が 消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本 新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発 行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権 の全部又は一部を取得することができます。本新株予 約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うも のとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が 消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発 行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権 の全部又は一部を取得することができます。本新株予 約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うも のとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が 消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
の全部又は一部を取得することができます。本新株予 約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うも のとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が 消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
のとします。 3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が 消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
3. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が 消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全
子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計
画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主
総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされ
た場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、
当社は本新株予約権1個につき払込金額と同額で本
新株予約権を取得することができるものとします。
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認
を要するとされています。
⑤ その他
本項各号については、金融商品取引法に基づく届出の
効力発生を条件とします。

以上